第 2406 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年10月24日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤カード会社からの請求明細書

Q：当社は交際費の支払いに際し、クレジットカードを利用しております。カード会社から一定期間ごとに請求明細書が交付されますが、これは消費税の仕入税額控除の適用を受けるために保存が必要とされる「請求書等」に該当するのでしょうか？

A： カード会社からの請求書は、仕入税額控除を受けるための「請求書等」には該当しません。

【解説】

消費税法上、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等とは、課税仕入を行った相手方から交付を受けた請求書、納品書、その他の書類で一定の事項が記載されたものをいいます。

したがって、ご質問にあるカード会社からの請求書は、課税仕入の相手方から交付を受けたものではないため、上記「請求書等」には該当しません。

しかし、クレジットカードを利用した時には、課税仕入を行った相手方から利用者に対して「お買い上げ票」等を発行しているのが通常です。

この「お買い上げ票」等に下記の内容が記載されていれば、仕入税額控除を受けるための「請求書等」に該当することになります。①その書類の作成者の氏名又は名称、②課税資産の譲渡等を行った年月日、③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容、④課税資産の譲渡等の対価の額、⑤その書類の交付を受ける者の氏名又は名称。